

## 酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により生活に影響を受けている上水道未給水世帯の生活を支援し、経済的負担の軽減を図ることを目的として、酒々井町上水道未給水世帯支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年9月1日（以下「基準日」という。）において本町の住民基本台帳に登録されている住所地で上水道の給水を受けず、井戸水等を生活用水等として利用している世帯であって、かつ、第4条第1項に規定する給付金の申請（以下「申請」という。）の時に引き続き当該住所地で住民基本台帳に登録されている世帯（以下「支給対象世帯」という。）の基準日時点の世帯主（基準日以降に当該世帯主の死亡等により異動があった場合は、新たに当該支給対象世帯の世帯主となった者）とする。ただし、同一の住所地に2以上の世帯が登録されている場合（家屋が異なる場合を除く。）は、当該世帯の世帯主のうちから互選により代表として選任された者とする。

### (給付金額)

第3条 給付金の額は、1世帯当たり5,000円とする。

### (支給申請及び申請期間)

第4条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）は、令和8年10月1日から令和9年1月31日までとする。

### (支給決定等)

第5条 町長は、申請があったときは、速やかに当該申請の内容を確認の上、支給の適否を決定し、酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給決定通知書（別記第2号様式）又は酒々井町上水道未給水世帯支援給付金不支給決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 給付金の支給は、申請書において当該申請者が指定する金融機関に振り込む方法により行うものとする。

### (申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 町長は、支給対象者が申請期間内に申請を行わなかったときは、当該支給対象者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 町長は、前条第1項に規定する支給の決定後において申請書の不備等により給付金の支給ができなかったときは、申請者に対して当該申請書の補正を求めるものとする。

3 町長は、申請者が前項の規定による申請書の補正の求めに応じないこと、その他申請者の責めに帰すべき事由により令和9年2月15日までに申請書の不備等が解消されなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による給付金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の支給決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が給付金を支給することが適当でないと認めたとき。

(給付金の返還)

第8条 町長は、給付金の支給を行った後に前条の規定により給付金の支給決定を取り消したときは、期限を定めて、当該給付金の支給決定を取り消された者に対し、当該取消しに係る給付金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡等の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年2月28日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき支給された給付金については、第7条及び第8条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別 記  
第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給申請書兼請求書

（あて先）酒々井町長

酒々井町上水道未給水世帯支援給付金の支給を受けたいので、酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

|              |      |                                    |      |                       |
|--------------|------|------------------------------------|------|-----------------------|
| 申請者<br>(世帯主) | フリガナ |                                    | 生年月日 | 大正・昭和・平成<br><br>年 月 日 |
|              | 氏名   |                                    |      |                       |
|              | 住所   | 〒 2 8 5 -<br>酒々井町<br>(日中連絡可能な電話番号) |      |                       |

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 申請・請求額 | 5, 0 0 0 円（1 世帯につき） |
|--------|---------------------|

【給付金受取口座】

| 金融機関名 | 支店名 | 種別 | 口座番号（右詰め） | フリガナ |
|-------|-----|----|-----------|------|
|       |     |    |           | 口座名義 |
|       |     | 普通 |           |      |
|       |     | 当座 |           |      |

- ☐ 以下の内容を確認しました。（※レ点をつけてください）
- ・令和 8 年 9 月 1 日時点（基準日）において上水道の給水を受けていません。
  - ・上記基準日から申請時点において引き続き同住所地で居住しています。
  - ・同一住所地に他の世帯主がいる場合（家屋が異なる場合を除く）、代表する世帯主を申請者とします。
  - ・町上水道と井戸水を共用している場合、上水道料金が減免されるため、今回の給付金の支給対象となりません。
  - ・申請内容について町及び水道事業者が所有する公募書類等を確認することについて同意します。
  - ・町が支給決定した後、この申請書の不備等により振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 9 年 2 月 1 5 日までに町が申請者と連絡が取れず確認ができない場合、酒々井町上水道未給水世帯支援給付金が支給されないことに同意します。（裏面につづく）

(添付書類)

添付書類は下記の枠内に貼り付けてください

添付書類 1

## 申請者の本人確認書類

下記のうち、いずれか一つを添付してください

- ・運転免許証の写し
- ・マイナンバーカードの写し 等

※氏名、生年月日、現住所が分かるようにコピーしてください

添付書類 2

## 申請者本人の振込先が分かる書類の写し

下記のうち、いずれか一つを添付してください

- ・通帳の写し
- ・キャッシュカードの写し
- ・インターネットバンキングの画面の写し 等

※金融機関、口座番号、口座名義人が分かるようにコピーしてください

第2号様式（第5条関係）

酒〇〇第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった酒々井町上水道未給水世帯支援給付金については、下記のとおり支給することが決定したので、酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給事業実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 支給額                    5, 0 0 0円
- 2 振込先
- 3 振込日

第3号様式（第5条関係）

酒〇〇第 号  
年 月 日

様

酒々井町長

酒々井町上水道未給水世帯支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった酒々井町上水道未給水世帯支援給付金については、下記のとおり不支給とすることが決定したので、酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給事業実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 不支給の理由
- 2 問合せ先